

仕 様 書

1 件名

令和4年度 FC4S のアセスメントプログラムに係るアドバイザー業務委託

2 委託期間

契約確定の日の翌日から令和5年3月31日まで

3 委託金額

990,000 円

4 目的

東京都（以下、「都」という。）は、令和元年6月に UNEP が運営する FC4S（International Network of Financial Centres for Sustainability）に加盟し、サステナブルファイナンスやグリーンファイナンス、ESG 投資における国際連携や情報収集を通じ、東京におけるサステナブルファイナンスやグリーンファイナンス、ESG 投資の一層の普及・拡大を図っている。

そこで、「国際金融都市・東京」構想 2.0 をもとに、当事業を一般社団法人東京国際金融機構（以下、「FCT」という。）に移管し、FC4S が国内の市場規模、サステナブルファイナンスに係る取組、課題、国際連携状況等に関して毎年実施しているアセスメントプログラム（調査）への回答について、必要な助言等を得るため、本委託を実施する。

5 業務内容

受託者は、以下の業務を行う。

（1）調査回答案への助言等

FC4S からのアセスメントプログラム（調査）に対し、FCT が作成した各回答案について、正誤を確認し、誤りがあれば、可能な限り正しい回答案を FCT に助言・報告すること。なお、アセスメントプログラムは全て英語で構成されているため、回答案について英語で提供すること。

（2）報告書類の提出

本仕様書 5（1）の正誤情報、誤った回答案に対する正しい回答案について、電子データを FCT に提出すること。なお、提出に当たって新たに様式を作成する必要はない。

6 納入物件

受託者は、本仕様書 5（2）に定める報告書類の最終版を、電子データ（CD-ROM 等の電子媒体に記録）により納入すること。また、電子データに保護をかけないこと。なお、報告書類の電子データについて、令和4年9月末頃から令和5年2月中旬頃までの期間のうち、FCT が別途指定する日までに FCT に提出し、確認を受け、必要に応じて修正を行うこと。

7 再委託の取扱い

- （1）受託者は、委託業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ、FCT の承諾を得たときにはこの限りではない。
- （2）本仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

8 個人情報保護

- (1) 受託者は、本業務の履行にあたり、個人情報の取扱いについては、法令等に準拠して個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

9 成果物の帰属関係

- (1) 本委託業務の履行により受託者が作成し、FCTに納入した作成物の所有権・著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、FCTに帰属するものとする。受託者は、著作者人格権の行使をしないこと。
- (2) 作成等に当たり、第三者の著作権等の権利に抵触した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。
- (3) 作成物とは、受託者がFCTとの協議の上で作成する一切の著作物等をいう。

10 支払方法

履行完了後、受託者からの請求に基づき、一括払いとする。

11 その他

- (1) 本契約の履行に要する費用は、全て契約金額に含むものとする。
- (2) 運営にあたっては、回答期限までに間に合うよう無理のないスケジュールをFCTと協議の上、適切な進行管理を行い、期限を遵守するとともに、確実に業務を執行すること。なお、やむを得ない事情により計画を変更する場合は、FCTと事前に協議すること。
- (3) 契約後に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う業務が追加で発生した場合、受託者からの申し出を踏まえ、委託者と受託者間において、契約金額の変更、履行期限（納入期限）の延長のための協議を行う。この場合、受託者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき契約内容の変更を行うものとし、契約金額の変更については委託者と受託者間での協議を踏まえ適切に対応する。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、双方の協議の上、別途定めるものとする。

12 担当者

東京国際金融機構

電話：03-5388-2144（直通）